| 契約結果表 | | | | | | | |
|-------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|
| 番 | 号 | 第 46 号 種 別 建設工事 | | | | | |
| 工事等の 内 容 | 工事等名 | 令和5年度 吉田浄化センター電気設備機器修繕 | | | | | |
| | 工事等箇所 | 吉田町 住吉 地内 | | | | | |
| | 概 要 | 1 計装設備 用品交換2 プリンター1 T B ユニット交換 | | | | | |
| | 発注担当課 | 上下水道課 | | | | | |
| 契約関係 | 契約方式 | 随意契約 見積書徴取日 令和5年 9月22日 | | | | | |
| | 契約相手方 商号又は名称 | 東芝インフラシステムズ株式会社 静岡支店 | | | | | |
| | 契約相手方住 所 | 静岡市葵区追手町3番11号 | | | | | |
| | 契約金額 | ¥9,350,000- 契約日 令和5年 9月26日 | | | | | |
| | 着 手 日 | 令和 5 年 9 月 2 7 日 完 成 期 日 令和 6 年 3 月 8 日 | | | | | |
| | 随意契約の相手方を理由 | 当該事業は、吉田浄化センターの電気設備機器の修繕にかかるものである。 吉田浄化センターの電気設備機器については、平成30年度に承認されたストックマネジメント計画に基づき整備を実施しているが、ストックマネジメント計画から外れた電気設備機器の点検整備及び消耗品の交換等を定期的に実施することにより、故障によるトラブルを未然に防ぎ、機器の延命化を図っている。浄化センターは、常時稼働した状態で修繕を行う必要がある。契約予定業者は浄化センターの電気設備機器の製作者であり、通年において電気設備機器の小規模な維持修繕を行っていることから、製作者及び各維持修繕業者として浄化センターの特性について熟知しており、機器を稼働した状態で修繕を行える唯一の業者であるため選定する。 | | | | | |
| 変更契約 関 係 | 変 更 後 契 約 金 額 | 変更契約日 年 月 日 | | | | | |
| | 変更理由 | | | | | | |
| | 変 更 後 完成期日 | 年 月 日 | | | | | |